

【資料9】

資料

23年度修正税制改正法案の構造

法人課税

- ・実効税率を5%引下げ（法人税率30%→25.5%）
- ・課税ベースの拡大等
 - －減価償却の見直し
 - －欠損金繰越控除の見直し
 - －研究開発税制の見直し 等
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ（18%→15%）
- ・中小企業関係租特の見直し

資産課税

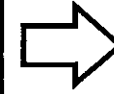
- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し 等
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大（孫）

個人所得課税

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・成年扶養控除の縮減（低所得者・障害者等は存続） 等

消費課税

- ・地球温暖化対策のための税の導入（石油石炭税の税率の上乗せ）



復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。
（「平成23年度税制改正法案等の処理について」（23年6月8日）、
「民自公三党確認書」（23年8月9日））

各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう、成案を得るものとする。
（「平成23年度税制改正法案等の処理について」（23年6月8日））



納税環境整備

- ・税務調査手続 { ① 現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」
② 更に手続を「新たに追加」
- ・更正の請求期間の延長
- ・理由附記等
- ・納税者権利憲章の策定等

国税通則法改正法案について

項目	改正法案（国会審議中）	
1. 税務調査手続	① 現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」	○
	② 更に、手続を「新たに追加」	見送り
2. 更正の請求期間の延長	1年⇒5年	○
3. 理由附記等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての処分について原則理由附記 ○ 個人の白色申告者については記帳義務化とセット 	○
4. 納税者権利憲章の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「納税者権利憲章」を作成・公表 ○ 「国税通則法」の題名変更 ○ 国税通則法の「目的規定の改正」 	見送り
5. 施行時期	原則 24年1月	<p style="text-align: center;">原則として、原案より1年間繰り延べる。</p> <p style="text-align: center;">〔○原則：24年1月⇒25年1月施行〕 〔○「更正の請求」は、直ちに施行〕</p>

※ 地方税法改正法案についても、国税と同様のものについては、同様の扱いとする。